

2026年6月26日

各位

会社名 株式会社くすりの窓口  
代表者名 代表取締役社長 堤 幸治  
(コード番号：5592 東証グロース市場)  
問合せ先 管理本部長 増田 尚人  
(TEL 03-6712-7406)

### 当社メディア事業におけるポイント付与について

2026年6月23日付厚生労働省保険局医療課事務連絡「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第2条の3の2第1項に規定する経済上の利益の提供による誘引の禁止について」において、当社メディア事業への関連が否定できない記載がありましたので、その内容や当社の対応等について下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 事務連絡の記載内容について

2026年6月23日付厚生労働省保険局医療課事務連絡「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第2条の3の2第1項に規定する経済上の利益の提供による誘引の禁止について」の中の「2. 処方箋受付サイトを運営する外部事業者による利用者への金銭等の供与について」において、保険薬局に対する地方厚生（支）局の口頭による指導の対象として「保険薬局から登録料等を徴収して処方箋受付サイトを運営する外部事業者が、当該サイトを通じて調剤を受けた利用者に対し、アンケート回答や当該サイト利用自体への謝礼等の名目で金銭の払い戻し又はそれに準ずるポイントの供与を行っている事例」への言及があります。

2026年6月23日付厚生労働省保険局医療課事務連絡

「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第2条の3の2第1項に規定する経済上の利益の提供による誘引の禁止について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001714749.pdf>

#### 2. 当社の見解

当社のメディア事業においては、「EPARK くすりの窓口」の処方箋ネット受付サービスをご利用いただいた個人ユーザーの方々にサービス品質向上を目的としたアンケートを実施し、謝礼として当社ポイント等を付与している事例がありました。当社は、2025年11月28日付厚生労働省中央社会保険医療協議会資料「調剤について（その2）」63頁及び64頁における記載事項に基づき、2025年12月、当該ポイント付与に法令諸規則上の問題があるかについて外部の弁護士に意見を求めたところ、アンケート回答に対する謝礼としてのポイント付与が、当社サービスの品質向上を目的としており、当社サービスを利用するだけで全員が謝礼を獲得できると誤認させるようなことのない適切な周知方法によるものであれば、特定の薬局に患者を誘引するとは評価されないとの見解を得ました。それを踏まえて次項の対応を行っていることから、当社メディア事業に係るウェブサイト等は2026年6月23日付事務連絡に記載の「当該サイト」に該当しないものと判断しております。

2025年11月28日付厚生労働省中央社会保険医療協議会資料

「調剤について（その2）」63頁及び64頁

### 3. 当社の対応

- (1) 当社のポイント付与は、特定の薬局に患者を誘引することを目的としていないものの、薬局等の顧客や個人ユーザー様に不安や疑義が生じ得る可能性を極小化するため、全てのアンケートの内容を点検し、周知方法を適正化した他、2017年から実施していた処方箋ネット受付サービスをご利用いただいた個人ユーザーのアンケート回答に対するポイント付与の終了を2025年12月以降進め、2026年5月には回答の新規受付を終了しております。従いまして、薬局等の顧客が監督官庁から指導を受けるおそれは、現時点では認識しておりません。
- (2) こうした当社の対応について関係各所にご報告しており、今後につきましても必要に応じてご説明、ご相談の上、支障のないように対応をさせていただく予定です。

### 4. 今後の方針

以上のとおり、当社においては、処方箋ネット受付サービスをご利用いただいた個人ユーザーのアンケート回答に対するポイント付与を既に終了している他、現時点において、処方箋ネット受付サービス自体に何らかの問題があるとの指摘を受けているものではありません。当社メディア事業「EPARK くすりの窓口」は今後も継続していく方針であり、本件による業績面への影響は軽微であると判断しております。

以上